

## 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会 (第1回／平成28年度第1回) の概要について

- 1 日 時** 10月25日（火） 午前9時30分から11時まで
- 2 場 所** 京都平安ホテル「嵯峨」
- 3 出 席 者** 太田委員・北村委員・薬師寺委員・山本委員・伊藤委員・白浜委員  
京都府：人権啓発推進室長、教育企画監、国際課長ほか
- 4 傍 聽 者** 4名
- 5 委員長の選任**  
委員の互選により、薬師寺委員を委員長に選任
- 6 議事の概要**
- (1) 専門委員会の運営について  
事務局から、専門委員会の検討スケジュール案（1月中旬～3月初旬に第2回・第3回専門委員会を開催）を説明し、了承いただいた。
- (2) ヘイトスピーチ解消法について  
事務局から、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」の内容、国会での審議状況、国の取組や説明（H28.9.30人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会の議事概要）について説明
- 【委員の意見】
- ▶ 我が国のヘイトスピーチについて、国際機関（自由権規約委員会・人種差別撤廃委員会）から対応を求められていることも念頭に、議論をしていただきたい。
  - ▶ ヘイトスピーチの規制は表現活動の内容規制であり、条例による制度化に当たっては、①具体的な立法事実の存在、②規制対象の明確性、③規制手段の合理性、④第三者による審査など公正性の確保が必要となる。
  - ▶ ヘイトスピーチに対する事後的な対応は、現行法制度でも民事・刑事の両面である程度可能であり、ソフト的などところで教育・啓発が重視されている。
  - ▶ 公共施設の利用規制は集会の自由の制約につながるものであり、厳格な基準の下で行われなければならない。
  - ▶ 公の施設とその他の施設など施設の種別や、施設の設置趣旨なども考慮して具体的に検討するとともに、利用規制を行う手続きも必要。
- (3) ヘイトスピーチの状況について  
事務局から、法務省による「ヘイトスピーチに関する実態調査」（H28.3公表）の概要について説明

### **【委員の意見】**

- ▶ 京都朝鮮初級学校事件の裁判を傍聴したが、中心人物は反省しているとは考えられず、そういう意味でも法務省調査結果の「沈静化したとはいえない」との見解には同感。
- ▶ この事件の結果、学校は他所に移転し、元々の地域社会とは分断されてしまうなど裁判では拭いきれない問題も生じている。
- ▶ この事件では子どもがターゲットになったことが大きく、数年後にカウンセリングが始まっているような状況もある。
- ▶ 多文化共生の意識が浸透している地域の方が、そうでない地域に比べて在日外国人に対する嫌悪感が潜在化する傾向があると思われる。

### **(4) ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について**

事務局から、ヘイトスピーチをテーマとした人権啓発の取組状況や、相談体制の整備に向けた検討状況について説明

### **【委員の意見】**

- ▶ 人権問題の解決は、「最初は啓発」「最後も啓発」であると考えるが、具体的な対応が必要な問題については、弁護士会としても、府の取組に協力していきたい。
- ▶ ヘイトスピーチの根源は、在日外国人に対する誤解。府の人権教育・啓発では、歴史的な経過から外国人の人権に対する取組が量的に少ないと認識している。
- ▶ ヘイトスピーチの解消に向け、地域社会に多文化共生の意識を根付かせるため、隣保館を活かした相談等の取組ができれば有効ではないか。
- ▶ 次回以降、他の自治体の取組状況も確認しながら議論していきたい。